

国指定史跡

計画
概要版

春日山城跡における 今後の保存管理及び活用について



中長期的な整備の目標の姿である約 100 年前（大正初年）に撮影された写真

上越市は、平成 19 年度～ 20 年度の 2 ヶ年において、国の補助金を得て、「国史跡春日山城跡保存管理計画」を策定しました。

この計画は、将来にわたって上越市の宝である春日山城跡についての保存、管理及び活用等計画の基本をまとめたものです。

このパンフレットはその概要を示したものです。

今計画の基本方針と春日山城跡管理の理念

今回の「春日山城跡保存管理計画」の策定は、昭和55年(1980)の「保存管理計画」を踏まえたものです。その後の社会動向や指定地周辺における環境の変化、また地域と住民協働による新たな取組みを視野に入れて、現状や史跡の価値を見直すとともに、将来的な春日山城跡の保存と活用、整備公開、維持・管理等の方向を改めて示すものです。

史跡管理の4つの理念

①史跡の価値の見直し

地元に住居する人たちが先祖代々守って来た結果であり、住民の活動や生活環境とともに受け継がれてきたものです。

②地域とともにある史跡のための取組み

広く春日山城やその城主上杉謙信公に関連する文化や伝統的な活動も、史跡を構成、保存する要素と捉え、活性化することが求められます。

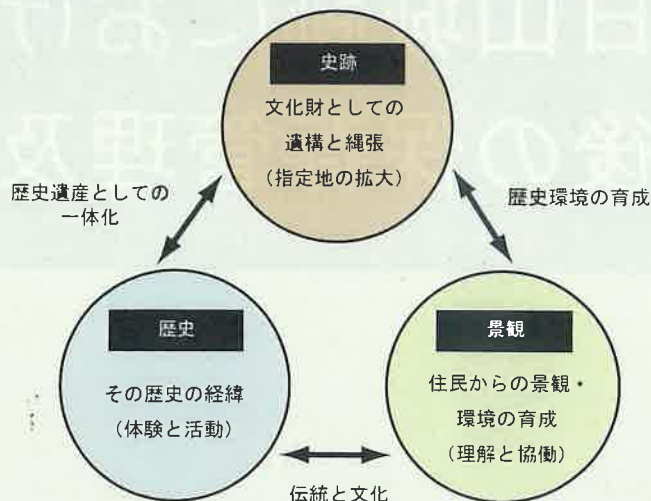
③史跡が記憶してきた歴史の再生

多くの市民や市外からの来訪者に対し、史跡のみならず、伝統産業や技術・文化など体験可能な史跡の活用を目指すものです。

④地域住民と協働で育成する歴史景観

従来の遺構の整備、復元等の公開活用のみでなく、市民との協働による整備の手法や公開、ボランティアガイド等の案内への育成と支援が、今後行政に求められるものです。

【春日山城跡の三つの価値とその内容】



広い意味での春日山城跡への理解と保存には、総合的な春日山城跡の価値として、

1. 史跡そのものの価値
2. 史跡が記憶してきた歴史
3. 歴史景観

の3つの要素が大きな価値として認識されるものである。

基本方針

- 1) 史跡の多面的な価値を踏まえた見直しと新たな保存管理
- 2) 史跡景観の保存と人材育成
- 3) 地域と共にある史跡のための現状変更の見直し
- 4) 市民協働による保存管理及び活用への推進
- 5) 防災・植生管理への対策
- 6) 整備・活用に向けての方策

春日山城跡の現状

復興を促す大規模調査

現在、国史跡指定範囲は、曲輪群を中心に構成される山城部分と、裾野を巡る土塁と堀に囲まれた、いわゆる総構部分のみにすぎず、春日山城全域を網羅していないのが現状です。

また、史跡指定地内では、雨水による流土や斜面崩落、スギの倒木等により遺構の破損につながっている例もあります。

遺構復元予想鳥瞰図



地形的に残る遺構と杉等樹木
(上杉入道宅跡)



雨水等による流土(天守台跡)

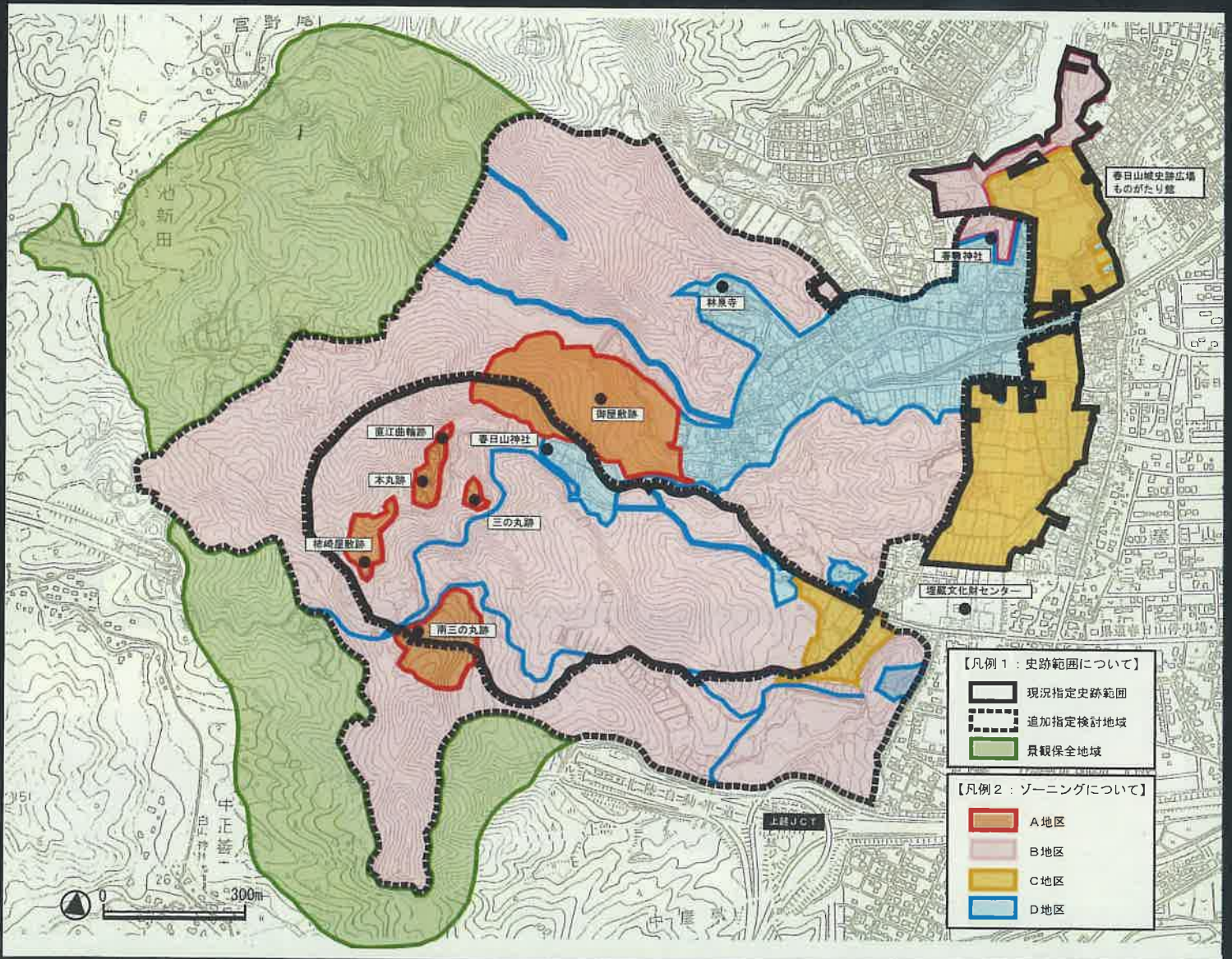


本丸跡(山頂)からの景観

史跡の拡大と現状変更

ここでは史跡指定地について、その価値や遺構の状況及び土地利用の現状に基づいてゾーニングし、各ゾーンにおける保存管理、整備公開、現状変更取扱いの方針を示します。また、指定地周辺について、将来追加指定して保存・活用をはかるべき地域と景観を保全すべき地域を新たに設定し、それぞれにおける保存・管理・活用及び保護の措置の方針を示します。

- A地区：本丸、二の丸、景勝屋敷、三の丸など春日山城跡の構造等を理解するうえで特に重要な遺構群が存在する地区。
 - B地区：主要な曲輪群（A地区）の周囲に位置し、曲輪群や通路、堀切や土塁など城の構造等を理解する上で重要な地区。
 - C地区：楼門跡・監物屋敷跡などで構成される平野部の総構地区と大手道入口周辺の平坦部で、山城を望む良好な景観を有する地区。
 - D地区：愛宕谷から本城部分へと続く谷合であり、現在も民家や田畑、山林などと春日山城跡が一体となった里山としての景観が形成されている地区。
- 追加指定検討地域：林泉寺、春日神社などの春日山城と関係の深い宗教施設など、春日山城跡を構成する重要な要素として将来的に史跡に指定して保護を図る必要のある範囲。
- 景観保全地域：追加指定検討地域に含めないが、史跡と一体となった景観を保全するために重要な地域。



史跡指定地及びゾーニング図

現状変更（史跡整備等史跡の保存・管理・活用に必要なものを除く）取扱い基準一覧表

	史跡指定地				未指定地	
	A地区	B地区	C地区	D地区	追加指定検討地域	景観保全地域
現状変更 取扱い方針	史跡の保存・管理・活用に 必要なもので、遺構・景観に 影響のないものを除き現状変 更は認めない。	史跡の保存・管理・活用に 必要なもので、遺構・景観に 影響のないものを除き現状変 更は認めない。	史跡の保存・管理・活用に 必要なもの、地域住民の生活 にとって必要不可欠でやむを 得ないもので、遺構・景観に 影響のないもの以外は認め ない。	史跡の保存・管理・活用に 必要なもの、地域住民の生 活、宗教法人の活動に関わる もので、遺構・景観に配慮し たもの以外は原則として認め ない。		
工作物・土木工事等						
○工作物等の建設・新設 道路・橋梁、 ガス・電線、 上下水道、 水路、 その他の工作物等	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めないが、地 域住民の生活に必要な不可欠 なものであって、遺構・景観に 影響のないものに限り認める 場合がある。	追加指定前は、地域 住民の生活権との調整 を図りながら、追加指 定後予定される各ゾ ンにおける措置に準じ た協力を求める。	地域住民の生活権を 尊重しつつ、指定地D 地区の基本方針に基づ いた保存・管理・活用 の措置に準じた協力を 求める。
○工作物等の改良 ・維持管理等 道路・橋梁、 ガス・電線、 上下水道、 水路、 その他の工作物等	地域住民に必要な不可欠な ものであって、遺構・景観に影 響のないものを除いて、原則 として認めない。可能な限り 新規の掘削を生じないことが 望ましい。	地域住民に必要な不可欠な ものであって、遺構・景観に影 響のないものを除いて、原則 として認めない。可能な限り 新規の掘削を生じないことが 望ましい。	地域住民に必要な不可欠な ものであって、遺構・景観に影 響のないものを除いて、原則 として認めない。可能な限り 新規の掘削を生じないことが 望ましい。	遺構・景観に及ぼす影響が 軽微な工法・設計であること を条件に認める。可能な限 り、新規の掘削を生じないこ とが望ましい。		
○地形改良 土砂採取 掘削・削平 埋立て・盛土 その他の地形改良等	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	土砂採取は認めない。そ 他については、地域住民の生 活に必要なものであって、遺 構・景観に影響のないものに 限り認める。		
建築物						
○家屋等の増改築 ・維持管理	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	地域住民や宗教法人等が必 要とする場合であって、遺構 や景観に及ぼす影響が軽微な ものに限り認める。	追加指定後は各ゾ ンにおける方針に基づ いた現状変更取扱い基 準を適用する。	今後の調査等の結 果、重要性が確認でき た場合には、該当範囲 を追加指定検討地域編 入を検討する。
○家屋等の新築	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	地域住民や宗教法人等が必 要とする場合であって、遺構 や景観に及ぼす影響が軽微な ものに限り認める。		
植栽・伐採	史跡の保存・管理・活用及 び防災等の観点から有益と判 断されるものは認める。た だし、伐採における抜根は原則 として認めない。	史跡の保存・管理・活用及 び防災等の観点から有益と判 断されるものは認める。た だし、伐採における抜根は原則 として認めない。	史跡の保存・管理・活用及 び防災等の観点から有益と判 断されるものは認める。た だし、伐採における抜根は原則 として認めない。	遺構や景観に大きな影響を 及ぼさない限り原則として認 める。		

※家屋＝住宅、草屋、納屋、宗教関連建築物等
 ※電線＝電線、ケーブル等
 ※工作物＝道路付真施設、地下埋設物、石碑等その他の屋外設置物
 ※水路＝用排水路、河川、ため池等

※1 史跡指定地における4地区（A～D地区）は、各地区における遺構の内容、整備方針等により区分している。
 ※2 史跡指定地及び未指定地については文化財保護法のほか都市計画法等、他の法令による規制等がある。詳細については資料編を参照。

春日山城跡の価値は、史跡そのものの価値に加えて、史跡が記憶してきた歴史、歴史景観を包摂すべきものです。そのため、山城周辺の谷間などに居住する住民の家屋や耕作地は、史跡を取り巻く景観を形成する要素として、史跡と共存すべきものと見なすことができます。

今計画策定にあたり、現時点での当該地域における保護の措置は周辺の住民や地権者、特に追加指定検討地域に居住する住民の理解、協力に基づいて実施されなければならないと考え、ここでは住民や地権者、宗教法人等との合意に基づき、史跡周辺地において保護の措置が必要な地域とその地域における保護の措置を定めました。



アンケート調査等の様子

今後の活動

■ 史跡整備と活用のあり方

春日山城跡を保存、活用し、将来的に守り、受け継ぐための整備と活用について以下の項目が挙げられます。



基本的な取組み

遺構保護、防災等対策を基本整備とし、往時の生活の様子が追体験できる活用を目指します。

遺構整備と活用への具体的な計画

継続的な調査と研究

防災計画

史跡公開への整備見直し



整備活用の短期及び中長期目標

今後約 20 年間に計画期間とし、前期 10 カ年を短期整備、後期 10 カ年とそれ以降を中長期整備の目標とします。

短期整備目標

- イ) 史跡保護、指定地の拡大、公有地化
 - ロ) 保存整備等事業
 - ハ) 活用等事業
- 二) 行政における体制強化

中長期整備目標

- イ) 史跡拡大と公有地化
 - ロ) 保存整備等事業
 - ハ) 活用等整備
- 二) 地域間交流によるネットワーク

地域の宝としての積極的な活用への方策

今後主流になる市民参画の拡大と市民協働による史跡の将来的な保存管理についての方針を示します。

史跡の保存と人材育成について

市民参画、市民協働による史跡の保存管理とそれを担う人材の育成が急務です。

地域活性と住民活力

そこに住む市民のつながり、生活活動との結びつきなどを含め、史跡に堆積した歴史を具現化して、整備、事業化することが重要です。

歴史（地域性）と歴史景観（生活）の再生と共生に向けて

直接的な文化財等への理解や活用の整備とは別に、住民と共生する活動の場としての活用も検討する必要があります。



春日山城跡活用の現状

春日山城跡の活用

雪の春日山城跡



来訪者の様子



史跡指定地外にある
春日山城跡ゆかりの
林泉寺



管理組合による定期的な
草刈りの様子



「謙信公祭」での
史跡広場利用の様子

今計画のポイント

今回の保存管理計画は、史跡春日山城跡の第2期の保存管理計画です。

第1期の保存管理計画書は昭和55年(1980)に宅地造成等の開発から史跡を守ることを急務として作成されました。その後30年近くが経過し、実態と合わない部分も多くなり、さらに、春日山城跡が、地域の財産として積極的に活用されるための方策も求められてきたため、もう一度史跡春日山城跡の現状を踏まえ、保存・管理・活用等について、基本方針や今後の方向性を示した計画書が必要となりました。

今計画書は、景観主義という新たな視点を含め作成しました。

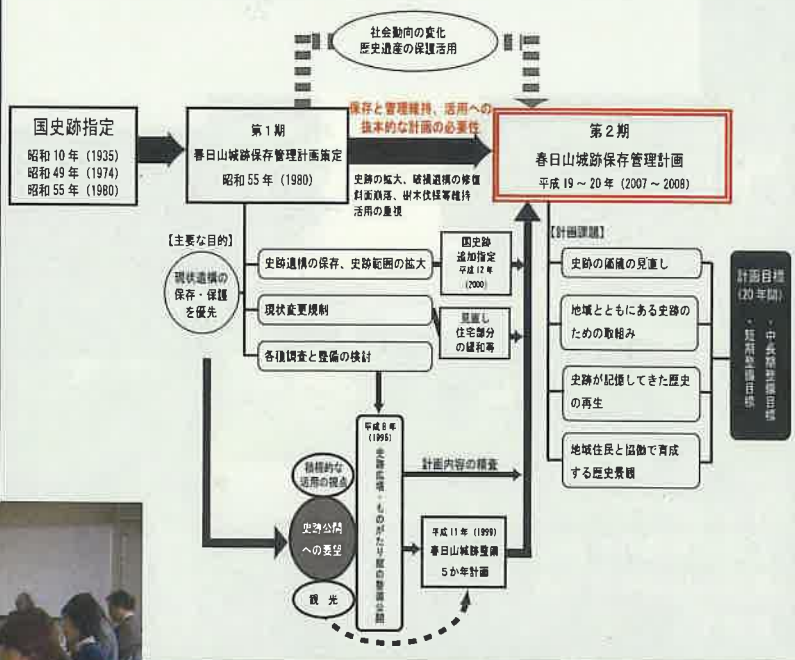


計画策定にあたり、「史跡春日山城跡保存管理計画策定委員会」を組織し、文化庁及び新潟県教育庁から指導・助言を得ました。



春日山城跡は上越市の北西、高田平野に面して位置し、上杉謙信公の居城として有名な上越市を誇る文化財です。

春日山城の史跡保存及び計画の流れ



パンフレットの内容及び計画に関するご質問等については、下記までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

パンフレット等に関するお問い合わせは...

上越市教育委員会生涯学習推進課

〒942-8563 上越市大字下門前 593 番地 (教育プラザ内)

TEL : 025-545-9269 FAX : 025-545-9273